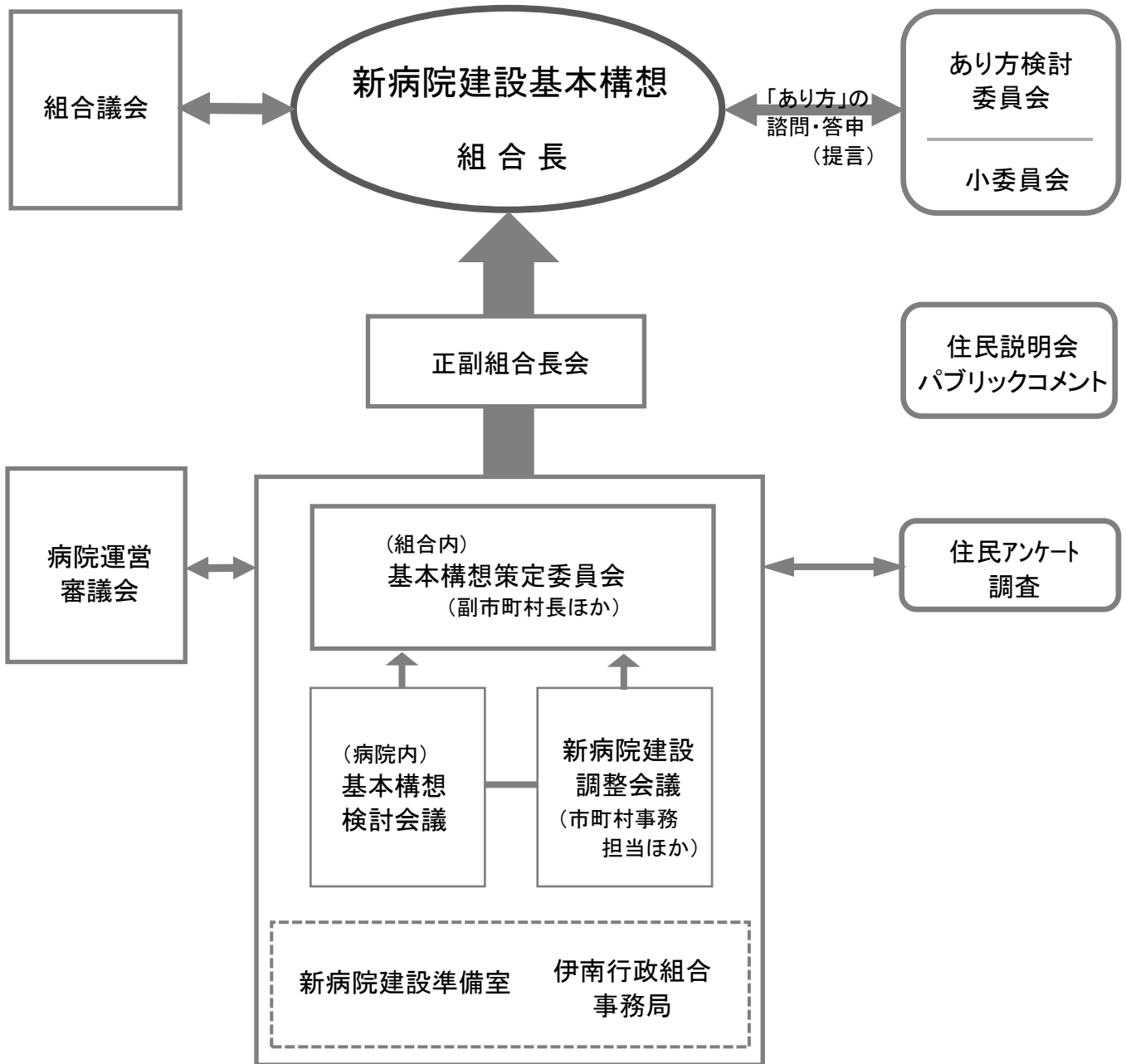


新病院建設基本構想 策定体制



伊南行政組合昭和伊南総合病院新病院建設基本構想策定委員会設置要綱

平成30年8月10日

告示第5号

(設置)

第1条 昭和伊南総合病院（以下「病院」という。）の今後のあり方及び新病院建設に係る基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、昭和伊南総合病院新病院建設基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、助役を充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市町村長（助役である副市町村長を除く。）
- (2) 昭和伊南総合病院経営会議規程（平成22年病院事業管理規程第7号。以下「経営会議規程」という。）に基づき設置された経営会議を構成する者のうち別に指定する者
- (3) 伊南行政組合事務局長
- (4) 伊南行政組合関係市町村担当部課長
- (5) その他必要と認める者

(任期及び委員会の解散)

第4条 委員の任期は、基本構想策定の日までとし、任期の満了をもって、委員会は解散する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の運営上必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 委員会において必要があるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の設置並びに所掌事項、部会員、その他専門部会の運営に必要な事項は、委員会の決定をもって定める。

(検討組織)

第7条 基本構想の内容を事前に検討・調整するため、次の各号に掲げる検討組織を設置し、その委員構成は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本構想検討会議 経営会議規程に基づき設置された経営会議を構成する者

(2) 市町村調整会議 伊南行政組合関係市町村担当部課長等、伊南行政組合事務局長、昭和伊南総合病院事務長、その他調整議題に応じた関係者

2 検討組織の運営方法等は、前項各号の検討組織がそれぞれ別に定める。

3 検討組織の庶務は、第1項第1号においては新病院建設準備室が、同項第2号においては伊南行政組合事務局及び新病院建設準備室がそれぞれ処理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、昭和伊南総合病院及び伊南行政組合事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。